**ヘイトスピーチの解消に向けた規定（論点整理）**

資料３

**■制定目的（「ヘイトスピーチは許さない」という大阪府の考え方を府民に明確に示す）**

1. **制定目的の実現のために、禁止規定を設けることについて**

**② 罰則規定は設けずに、禁止を宣言することによる抑止効果について**

**【論点】**

・法律は、いわゆる理念法として、国民への理解と啓発の推進を規定。

・東京都、大阪市の条例は、審査会の設置、個別事象の該当性の認定、認識の公表など、行政の対処を規定。

・個別事象の審査には慎重かつ難しい判断に時間がかかること、また、その内容を公表することにより、差別の拡散に

つながるおそれがあることから、認定及び公表を行うことは考えていない。

 **《罰則規定について》**

・罰則規定を設けるには、事前に罰則の対象となる言動を具体的に特定することが必要。

・不当な差別的言動に該当するかどうかは、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等を総合的に考慮して判断する必要があり、事前に特定することは困難。

**■定義**

**不当な差別的言動の対象について**

**・法律に準拠し、「本邦外出身者に対する言動」とするか**

**・大阪市のように「人種又は民族を理由とする言動」とするか**

**【論点】**

・いかなる人種や民族に対しても、そのことを理由とする不当な差別的言動は許さないということが基本と考えている。

・人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団(以下「特定人等」という)に対する不当な差別的言動を対象とし、具体的な定義は、法に準拠した内容をイメージしている。

　（不当な差別的言動のイメージ）

* 差別的意識を助長し、又は誘発する目的で、公然と、その生命、身体、自由、名誉、若しくは財産に

危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮辱するもの

* 特定人等であることを理由として、特定人等を地域社会から排除することを煽動するもの。

**（参考）拡散防止措置について**

・大阪市、東京都は、不当な差別的言動に該当すると審査会が認めるときは、当該表現の内容の拡散防止の

ため、必要な措置（削除要請）を講じることとしている。

・府は、インターネット上の事象について、法務省がホームページで示している具体例を参照し、不当な差別的言動に該当するおそれがあると判断する場合は、法務局へ削除要請を行うこととする。